平成２６年度第２回四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日　時　平成２６年８月２８日（木）午後２時５８分～午後４時５８分
場　所　四街道市役所　こども保育課２階　会議室
出席者　出 席 委 員：酒井会長、青柳副会長、木谷委員、荒木委員、高山委員
　　欠 席 委 員：なし
　　実 施 機 関：濵口高齢者支援課長、齋藤主幹（議事２（１）のみ出席）
　　：鈴木環境政策課長、橋本副主幹、東主事（議事２（２）のみ出席）
　　事　務　局：谷嶋総務課長、遠藤副主査、伊藤主事

公開・非公開の別　公開（議事２（１）については、個人に関する情報を審議したため、審査会の判断により、会議内容を非公開とした。）

傍聴人　０人

会議次第

１　会長あいさつ
２　議事
⑴　個人情報の提供について（諮問）
⑵　四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第２条第２項に基づく情報公開制度の運営に関する重要な事項について
⑶　その他
３ その他

会議の内容

事 務 局：ただ今より、平成２６年度第２回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催します。まず始めに、本日の会議の内容については、１　個人情報の提供について（諮問）　２　四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第２条第２項に基づく情報公開制度の運営に関する重要な事項について　３　その他としまして、事務局より「情報公開制度の実施状況」の説明　４　次回の日程調整を予定しています。それでは、会議次第　１　会長あいさつに入らせていただきます。会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

～会長あいさつ～

事 務 局 ：ありがとうございました。それでは会長、会議次第　２　から議事進行をお願いします。

酒井会長：それでは皆様のご協力の程、よろしくお願いします。ただ今の出席委員は５名です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第５条第２項の規定により、出席者が全員ですので、会議は成立します。また、会議の公開・非公開については、今回の議事の内容が、情報公開制度及び個人情報保護制度についての報告・諮問等に関する案件であり、不服申立事件の調査及び審議に関する事項ではないため、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第５条第４項の規定により、公開とします。なお、本日の会議資料については、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により、傍聴人の閲覧に供するものとしますが、このうち会議次第については配布するものとします。なお、その他の資料のうち、「情報公開制度の運営に関する重要な事項について」の資料は、議事の中で不服申立事件の審議を要する案件になるかもしれないため、審査会の中で結論が出るまで非公開とし、その他の資料は個人情報に関する案件ではないため、傍聴人に配布することとしたいと存じますが、委員の皆様の意見をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、会議次第及び様式等の資料については、現時点で公開できるものを傍聴人に配布することとします。次に、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則として明記することになっていますので、本審査会においても、発言者名を明記する取扱いとしたいと存じますが、委員の皆様の意見をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：会議録における発言者名については明記することとします。

～議事　２　（１）については非公開（個人に関する情報の審議のため）～

～休憩～

酒井会長：それでは続きまして、会議次第　２　議事　（２）四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第２条第２項に基づく情報公開制度の運営に関する重要な事

項についてに入りたいと思います。これより、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第８条により、実施機関（環境政策課）の職員の説明を求めたいと思いますが、委員の皆様、資料は揃っていますか。

委員全員：～資料確認～

酒井会長：それでは、実施機関（環境政策課）の職員の入室を許可します。

～実施機関（環境政策課）職員入室～

～実施機関職員紹介～

事 務 局：なお、内容の説明及びこれに対する質疑応答については、これより会長の進行で進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

酒井会長：実施機関（環境政策課）の職員の皆様においては、大変お忙しい中お越しいただきありがとうございます。昨年度において、情報公開請求に対する決定後、請求人より異議申立書が提出されたことを伺っていますので、今回は、これまでの経緯について資料に基づき、ご説明をしていただく予定です。すでに審査会委員には資料をいただいていますが、まず改めて、今回の異議申立書の提出に至るまでの経緯及び今後の方向性について述べていただきたいと思います。座ったままで結構ですので、よろしくお願いします。

～事務局及び実施機関より、異議申立書の提出に至るまでの経緯及び今後の方向性の説明～

酒井会長：ありがとうございました。ただ今、異議申立書の提出に至るまでの経緯及び今後の方向性について、事務局及び実施機関より説明がありましたが、何か質問等がありましたら委員の皆様お願いします。

木谷委員：異議申立ての理由を見ると、「非公開の部分は、土砂等搬入届においては、土砂等の発生場所並びに発生元事業者名、土砂等発生元証明書においては、工事名、工事施工場所、発注者、地質分析結果証明においては、分析機関名、検体番号等である。」とありますが、これら全てについてオープンにする予定ですか。

実施機関：ただ今の部分については、公開する予定です。

木谷委員：四街道市情報公開条例第１８条第２号「公開しない旨又は公開請求拒否の決定を取り消し、当該行政文書の公開の決定をするとき。」に照らし、諮問は不要とするということですか。

実施機関：はい、そうです。

酒井会長：別の方は、いつ請求を行いましたか。

実施機関：３月２５日に請求がありました。

～事務局より、「平成２５年度情報公開制度の実施状況」に基づき、請求の説明～

酒井会長：非公開の部分を今回変更した理由は何ですか。

実施機関：情報公開条例に照らし合わせて内容を精査したところ、黒塗りをした部分については、一部の公開は可能と判断しました。最初、第三者機関の名称は黒塗りをしましたが、第三者の不利益には公開をしてもならないと判断しました。

酒井会長：どういう理由で不利益にならないと判断しましたか。

実施機関：発生元事業者名については、土砂の検査をした上で問題無いとして搬出されたため、非公開とする必要は無いと判断しました。地質分析機関名については、公的に登録を受けた検査機関であり、かつ、地質分析証明書が提出されているため、非公開とする必要は無いと判断しました。

青柳委員：最初に決定をしたときには、なぜ非公開としたのですか。

実施機関：最初は前例に倣って、非公開としました。

酒井会長：２月に情報公開請求を受けて部分公開決定をしたところ、異議申立書が提出されたため、実施機関において再度決定内容を精査していたところ、３月２５日に別の方から情報公開請求がありました。そして、前の精査した内容も含めて再考した結果、５月において後の方には前に非公開とした部分について一部公開をしたということですか。

実施機関：はい、そうです。

荒木委員：異議申立ての理由④において、「通常土砂が発生するような工事は、この工事に関する情報を工事現場に掲示することになっている。」とありますが、この点についてはいかがですか。

実施機関：通常どのような形で工事に関する情報が掲示されるかは把握していません。

荒木委員：異議申立書に記載している項目が工事現場に掲示されているかどうかについて、お伺いします。

実施機関：通常ですと工事現場において、工事名及び業者名等については掲示されています。

実施機関：工事の概要については、第三者に分かるように目的等について一定の項目を掲示し、周知することはそれぞれの自治体の規定で定められています。よって、掲示版に異議申立人が請求されている項目全てが掲載されているかどうかは、自治体の規定によりますが、現在確認はできていません。一般的には実施主体・目的・工事期間は掲示されていますので、異議申立書に記載されている工事名、工事施工場所、発注者は掲示されていると思いますが、分析機関名、検体番号は掲示されていないと思います。今回の決定については内容を精査し、問題の無い部分を公開する予定です。

酒井会長：今後は、２月２８日に提出があった異議申立書の手続上の取扱いの問題になります。実施機関としては、すでに別の方に公開しているので、諮問をする必要は無いということですが、この件に関して委員の皆様いかがですか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：実施機関の説明及び質疑応答を終了します。どうもお疲れ様でした。

～実施機関（環境政策課）職員退室～

酒井会長：ただ今、事務局及び実施機関より、異議申立書の提出に至るまでの経緯及び今後の方向性について説明がありましたが、事務局及び実施機関の意見を踏まえ、審査会としての判断を委員の皆様にお伺いしたいと思います。

木谷委員：審査会としては、何らかの決議を必要としますか。

～事務局より、四街道市情報公開条例第１８条第２号の解釈の説明～

木谷委員：異議申立書の提出があった場合、実施機関で非公開決定を取り消し、公開する場合には審査会を経由しないでよろしいですか。

事 務 局：はい、そうです。

木谷委員：その場合には、審査会において四街道市情報公開条例第１８条第２号に該当するため、諮問を必要としないという決議も必要無いですか。

事 務 局：四街道市情報公開条例第１８条第２号の解釈において、行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合には、実施機関の自己評価のみに任せるのではなく、第三者的立場からの客観的な判断を加えた方が良いということなので、審査会にお伺いしました。

木谷委員：その場合には、条例の解釈上において諮問を行わなくてはいけないと思います。

高山委員：第三者に関する情報が記録されているときには、諮問を不要とはしないと規定しているため、諮問が必要であると解釈上は読めます。

木谷委員：この解釈を外すというのは難しいと思います。形式的にでも実施機関より諮問をしていただき、審査会より答申をした上で判断をしなくてはいけないと思います。

～事務局より、取下書の説明～

木谷委員：異議申立人は、２つの選択があると思います。異議申立てに基づき実施機関が諮問するか、取下書を異議申立人が提出するかです。そして、取下げの方が情報公開が簡便で早いということであれば、取下書の選択をしていただくのも異議申立人の判断だと思います。

事 務 局：このことについては、異議申立人も納得されています。

高山委員：２月の段階では過去の事例を見て、実施機関は部分公開が適切であると判断しましたが、その後同様の事例が来て内容を精査した結果、何らかの理由があったため、政策変更の判断をしたと思います。

木谷委員：最終的に取下げの判断をするのは異議申立人であり、判断自体に関与するわけでは無いので良いと思います。

酒井会長：こういう方法もあることを案内することは、構わないと思います。

～事務局より、取下書（案）の配布～

酒井会長：取下書（案）について、委員の皆様ご意見はありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：今後の進め方については、異議申立人に対し、取下書を提出していただくか、実施機関が諮問をするかといった手続を説明していただき、その結果、再度情報公開請求をされる場合は、実施機関として対応していただき、諮問をされる場合には、審査会が対応することになりますので、よろしくお願いします。
それでは、会議次第　２　議事　（２）四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第２条第２項に基づく情報公開制度の運営に関する重要な事項についてを終了します。

酒井会長：それでは続きまして、会議次第　２　議事　（３）その他に入りたいと思います。まず、事務局より説明を求めます。

～事務局より、平成２４年度及び平成２５年度における情報公開制度の実施状況の補足説明及び校正後の情報公開室の配架説明～

酒井会長：ありがとうございました。それでは、委員の皆様ご質問はありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：校正後の情報公開制度の実施状況を情報公開室に配架することを認めます。
それでは、会議次第　２　議事　（３）その他を終了します。

酒井会長：それでは続きまして、会議次第　３　その他ですが、次回の審査会の日程について決定したいと思います。

～日程調整～

酒井会長：次回の審査会については、１０月７日（火）午前１０時からとします。
それでは、会議次第　３　その他を終了します。最後に、委員の皆様より何かありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、本日の審査会を終了します。お疲れ様でした。